

II 拠点まちづくりの方針

1. 居住誘導区域・都市機能誘導区域

(1) 区域設定の考え方

① 居住誘導区域の考え方

居住誘導区域は、幹線路線（鉄道・バス）に接続する各拠点の用途地域及び特定用途制限地域「地域生活地区」を基本とし、自然環境、営農環境の保全及び災害リスクの回避を優先する区域を除いて指定する。

◆自然環境の保全

地域生活地区に一部に含まれている保安林や自然公園法に基づく特別地域を除いて指定する。

◆営農環境の保全

農業振興地域内農用地区域（以下、「農振農用地区域」という。）との調整は、次の3パターンに分けて取扱う。

- ・ 集団性・生産性の高い農振農用地区域は除く。
- ・ 市街地等の連続性を踏まえた拠点づくりの方向性として、市街地や集落に介在する小規模な農振農用地区域については、区域図において居住誘導区域のゾーニングに含まれるが、注釈により居住誘導区域から除く。
- ・ 各拠点周辺、インターチェンジ周辺、公共公益施設周辺において、総合計画等の上位計画、農業振興上の基本方針、基盤整備の状況等を踏まえ、農振農用地区域が変更される場合には居住誘導区域の見直しを検討する。

◆災害リスクの回避

河川氾濫による洪水、土砂災害、津波災害に対する被害想定や特別警戒区域の指定がされている区域を除いて設定し、災害リスクが小さいエリアへの居住を促進する。（第3章防災指針を参照）

表 居住誘導区域

拠点	居住誘導区域の設定の考え方
修善寺駅周辺・牧之郷地区	鉄道駅（修善寺駅・牧之郷駅）1 km圏の用途地域・地区計画区域、都市機能が多く分布する市役所及び新中学校周辺のエリアを基本に、災害リスクのある区域や農振農用地区域を除いた区域
修善寺温泉周辺	修善寺小学校から修善寺総合会館周辺にかけての（主）修善寺戸田線沿道の用途地域を基本に、土砂災害特別警戒区域、修善寺川の洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）、保安林を除いた区域
土肥支所周辺	土肥支所周辺の特定用途制限地域・地域生活地区のうち津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）と土砂災害特別警戒区域を除く範囲
天城湯ヶ島支所周辺	都市機能が立地する長野川以南の特定用途制限地域・地域生活地区から、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）、自然公園特別地域を除く範囲
月ヶ瀬IC周辺～天城小学校周辺	天城小学校～月ヶ瀬IC周辺の特定用途制限地域・地域生活地区から、農振農用地区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）、保安林を除く範囲
中伊豆支所周辺	中伊豆支所周辺の特定用途制限地域・地域生活地区から、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）を除く範囲

II 拠点まちづくりの方針

② 都市機能誘導区域の考え方

拠点の居住誘導区域において幹線路線（鉄道・バス）の沿道を基本として、維持・強化を図る生活サービス機能が分布する範囲に都市機能誘導区域を設定する。

土肥支所周辺など、災害リスクにより積極的に居住誘導しないが都市機能の維持が必要であるため、一部に居住誘導区域外となる範囲も含めて都市機能誘導区域を指定する。

表 都市機能誘導区域

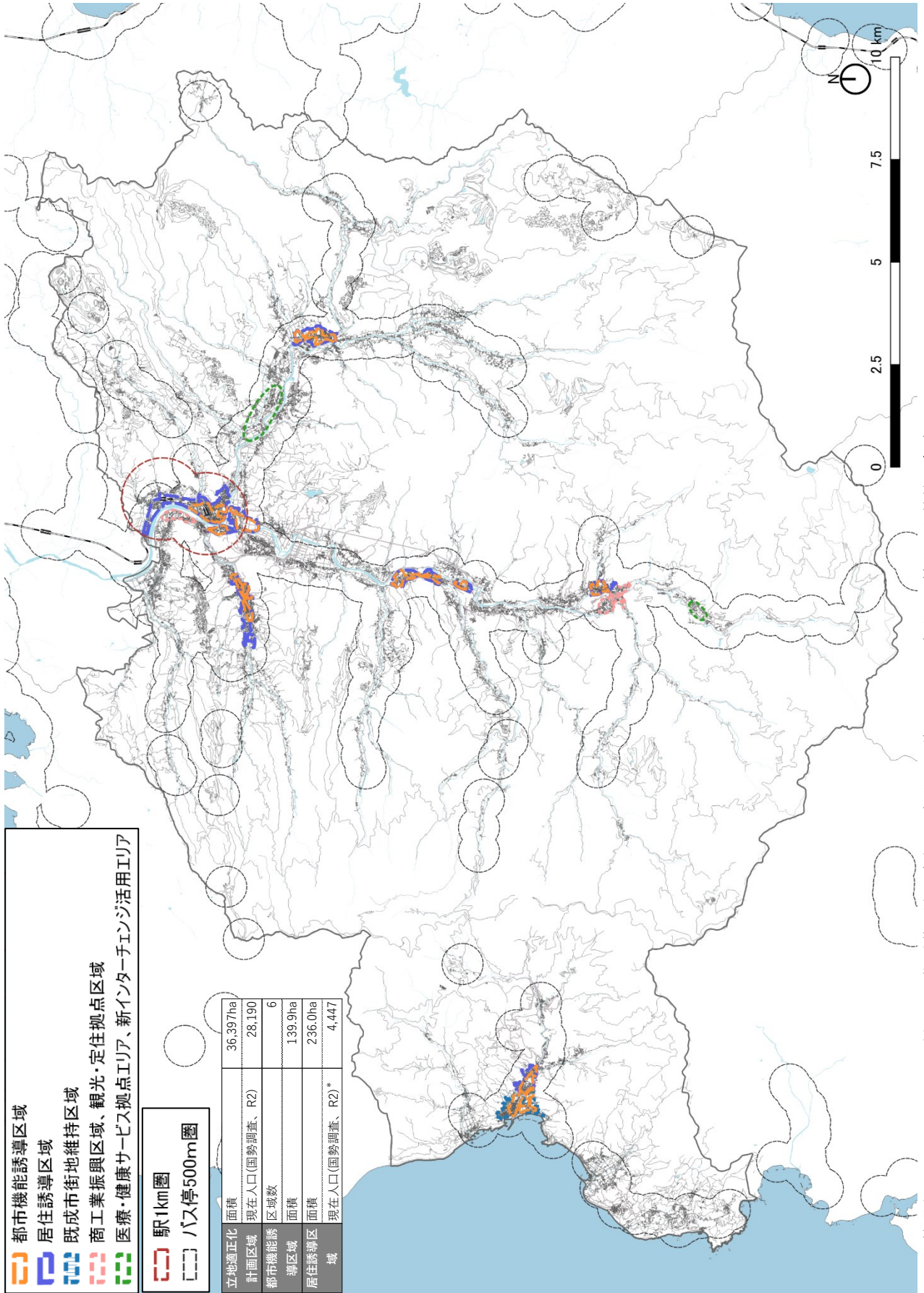
拠点	都市機能誘導区域の設定の考え方
修善寺駅周辺・牧之郷地区	修善寺駅周辺、市役所周辺、新中学校周辺の都市機能の維持を図る区域
修善寺温泉周辺	用途地域の商業地域と（主）修善寺戸田線沿道の都市機能の維持や駐車場の適正配置を図る区域
土肥支所周辺	特定用途制限地域の地域生活地区のうち、国道136号沿道と市道金山橋線沿道の都市機能の維持を図る区域
天城湯ヶ島支所周辺	特定用途制限地域の地域生活地区のうち、市民活動支援センター周辺から湯ヶ島バス停周辺の都市機能の維持を図る区域
月ヶ瀬IC周辺～天城小学校周辺	特定用途制限地域の地域生活地区のうち、国道136号沿道の都市機能の維持を図る区域
中伊豆支所周辺	特定用途制限地域の地域生活地区のうち、（主）伊東修善寺線沿道の都市機能の維持を図る区域

③ 独自区域設定の考え方

都市再生特別措置法、同法施行令及び都市計画運用指針に則り、土地利用制限や災害リスク分布により居住誘導区域に含めない区域のうち、地域振興上の重要性が特に高いエリアを独自区域に設定する。

表 独自区域

名称	地区	設定の考え方
商工業振興区域	横瀬・瓜生野の用途地域 工業地域	狩野川の水害リスク（年超過確率 1/30の規模以上の降雨で50cm以上浸水）があることから積極的な居住誘導は図れないが、交通量が多い幹線道路沿道の利便性を活かし、地域の活力の創出に資する商工業振興を図る。
既成市街地維持区域	土肥支所周辺の津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）	津波災害特別警戒区域のため積極的な居住誘導は図れないが、土肥支所等の都市機能が集積する拠点のため、「伊豆市海と共に生きる観光防災まちづくり推進計画」に基づき、津波リスクの正しい理解と対応を促進し、持続可能なまちづくりを推進する。また、令和5年度末の津波避難困難地区の解消とあわせて都市機能誘導区域と誘導施設を設定し、既存施設の維持を図る。
観光・定住拠点区域	湯ヶ島温泉周辺の特定用途制限地域 地域生活地区	自然公園法特別地域により景観等の保全が図られているが、観光まちづくり、景観まちづくり等の施策連携により、温泉観光交流拠点として魅力を活かしたまちづくりを進める。
新インターチェンジ活用エリア	伊豆縦貫自動車道（仮称）茅野IC周辺	自然公園法特別地域、農振農用地区域により景観等の保全や農業振興が図られているが、インターチェンジ開設により向上する交通利便性を最大限に活かすため、道路整備の進捗に合わせた都市基盤整備とともに、地域資源を活かした観光・交流、移住定住促進等の地域振興に資するまちづくりを進める。
医療・健康サービス拠点エリア	下白岩の中伊豆温泉病院周辺	現在は農業振興を図るものの、病院周辺の都市的土地利用の見通しが明らかになり、農振農用地区域が変更される段階で、医療・健康関連機能の集積と、移住定住促進等を図る。



II 拠点まちづくりの方針

(2) 誘導施設のかえ方

拠点に維持・誘導する都市機能は、拠点に立地している行政・教育・文化・子育て・介護・医療・商業・金融等の生活利便施設の維持（改修等も含む）又は強化（複合化、新たに誘導）する施設として、以下を設定する。

表 拠点に維持・誘導する都市機能

機能	誘導施設	修善寺駅 周辺・牧 之郷地区	修善寺 温泉周辺	土肥支所 周辺	天城湯ヶ 島支所周 辺	月ヶ瀬IC 周辺～天 城小学校 周辺	中伊豆支 所周辺
行政	市役所、支所	○		○	○		○
	国・県の出先機関	○		○	○		
教育文化	幼稚園、小学校、中学校、高校	○		○		○	○
	図書館	○		○		○	○
	公民館（自治会集会施設ではない）、コミュニティセンター等	○		○	○		
	博物館・美術館		○		○		
	文化ホール				○		
	体育館・グラウンド					○	
介護・福祉	地域包括支援センター	(周辺で補完)		○	○		○
	介護施設（通所、訪問、入所）	○	○	○	○	○	○
	サービス付き高齢者向け住宅	○	○				
子育て	認定こども園、保育所	○		○	(周辺で補完)	(周辺で補完)	○
	放課後の児童の居場所、学習支援施設	○		○		○	○
	子育て支援センター	○		○	○		○
	児童発達支援センター	○					
医療	病院（病床数20床以上）	○			(周辺で補完)	(周辺で補完)	
	診療所	○	○	○	○	(周辺で補完)	○
商業	飲食や食品・日用品等の商業施設（500㎡以上）	○	○	○	○	○	○
金融	郵便局、窓口機能のある銀行・信用金庫	○	○	○	○	○	○
防災	避難施設	○		○		○	○
その他	地域交流施設（多世代・市内外の交流）			○		○	○
	企業進出・定住促進施設			○		○	○

2. 拠点まちづくりの方針

コンパクトタウン&ネットワーク構想の実現に向けて、立地適正化計画制度を活用し、拠点への居住誘導、都市機能の誘導とあわせて、災害リスクの低減や地域振興に資するまちづくりを進めていく。以下に、拠点ごとのまちづくりの誘導方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設を示す。

II 拠点まちづくりの方針

(1) 修善寺駅周辺・牧之郷地区

① まちづくりの誘導方針

目指す市街地像

伊豆の玄関口としてふさわしい魅力がある暮らしと観光の拠点
安全、円滑にアクセスできる行政・防災・教育の拠点

誘導方針

<都市機能>

- ・市全域の市民を対象とした中枢的な行政・福祉・教育・防災機能を維持、強化。
- ・修善寺駅周辺は、駅周辺の夜間人口増加により店舗の流出を抑制するとともに、伊豆の玄関口として既存施設や空き地、店舗跡地等の利活用による商業機能の誘導、美しく居心地の良い滞留空間の創出等を進め、にぎわいと活力を創出する。
- ・新中学校開校後の小学校の再編・移転や跡地活用と合わせて、子育て支援や産業振興等の機能を強化する。

<居住>

- ・鉄道沿線や新中学校周辺など通勤・通学に便利なエリアに子育て世代の居住を誘導するとともに、修善寺駅周辺に高齢者の住宅セーフティネット機能を誘導する。

<交通ネットワーク>

- ・(主)伊東修善寺線の渋滞対策、南口駅前広場の再整備など、修善寺駅周辺のまちづくりと連携し、鉄道・バスの玄関口・中継点として利便性を高める。
- ・地区内の通学路や駅周辺のウォーカブルな歩行者ネットワークの整備を進める。

② 居住誘導区域・都市機能誘導区域等

居住誘導区域

- ・鉄道駅（修善寺駅・牧之郷駅）1km圏の用途地域・地区計画区域、都市機能が多く分布する市役所及び新中学校周辺のエリアを基本に、災害リスクのある区域や農振農用地区域を除いた区域

都市機能誘導区域

- ・修善寺駅周辺、市役所周辺、新中学校周辺の都市機能の維持を図る区域

独自区域

- ・狩野川の計画規模の洪水浸水想定区域（0.5m以上）のため居住誘導区域に含めない横瀬・瓜生野について、幹線道路沿道の立地を活かして商工業振興区域とする。

③ 誘導施設

機能	誘導施設※
行政	市役所本庁舎・別館、県東部健康福祉センター修善寺支所、県沼津土木事務所修善寺支所
教育文化	修善寺南小学校（移設等検討）、修善寺中学校、新中学校（※建設中）、修善寺図書館、修善寺公民館（生きいきプラザ内）
介護・福祉	介護施設（通所、訪問、入所）、サービス付き高齢者向け施設
子育て	認定こども園（あゆのさと、修善寺東こども園）、子育て支援センター（すいすい）、児童発達支援センター（おひさま）、放課後児童クラブ（こひつじ園、あゆっこ）、 <u>放課後の児童の居場所、学習支援施設</u>
医療	病院（伊豆赤十字病院）、診療所
商業	飲食や食品・日用品等の商業施設
金融	窓口機能のある銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局
防災	<u>（仮称）日向公園・危機管理センター（※整備中）</u>
その他	

※青文字は強化を図る施設

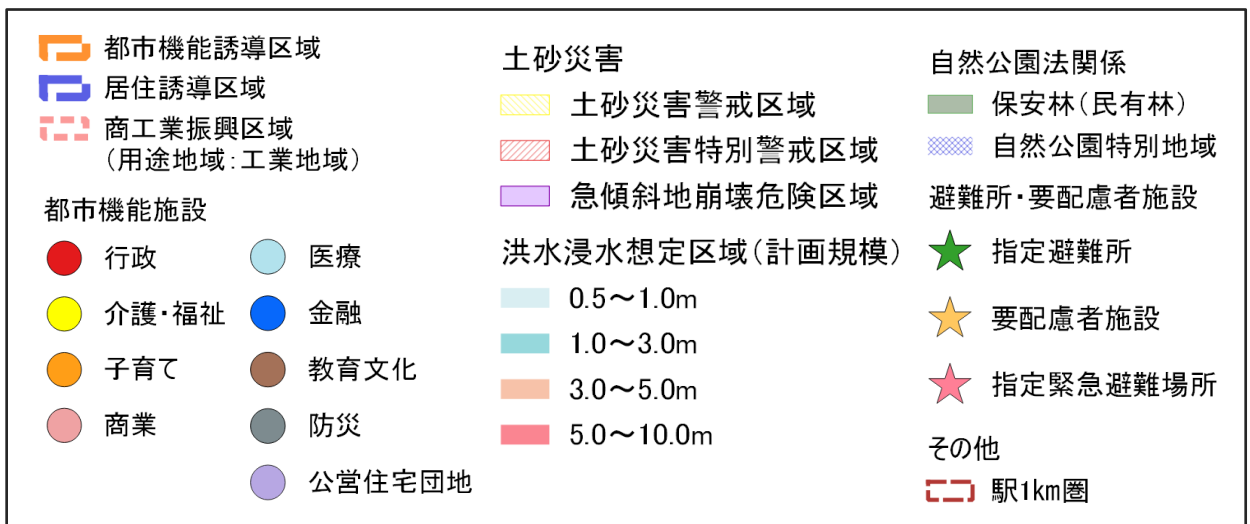
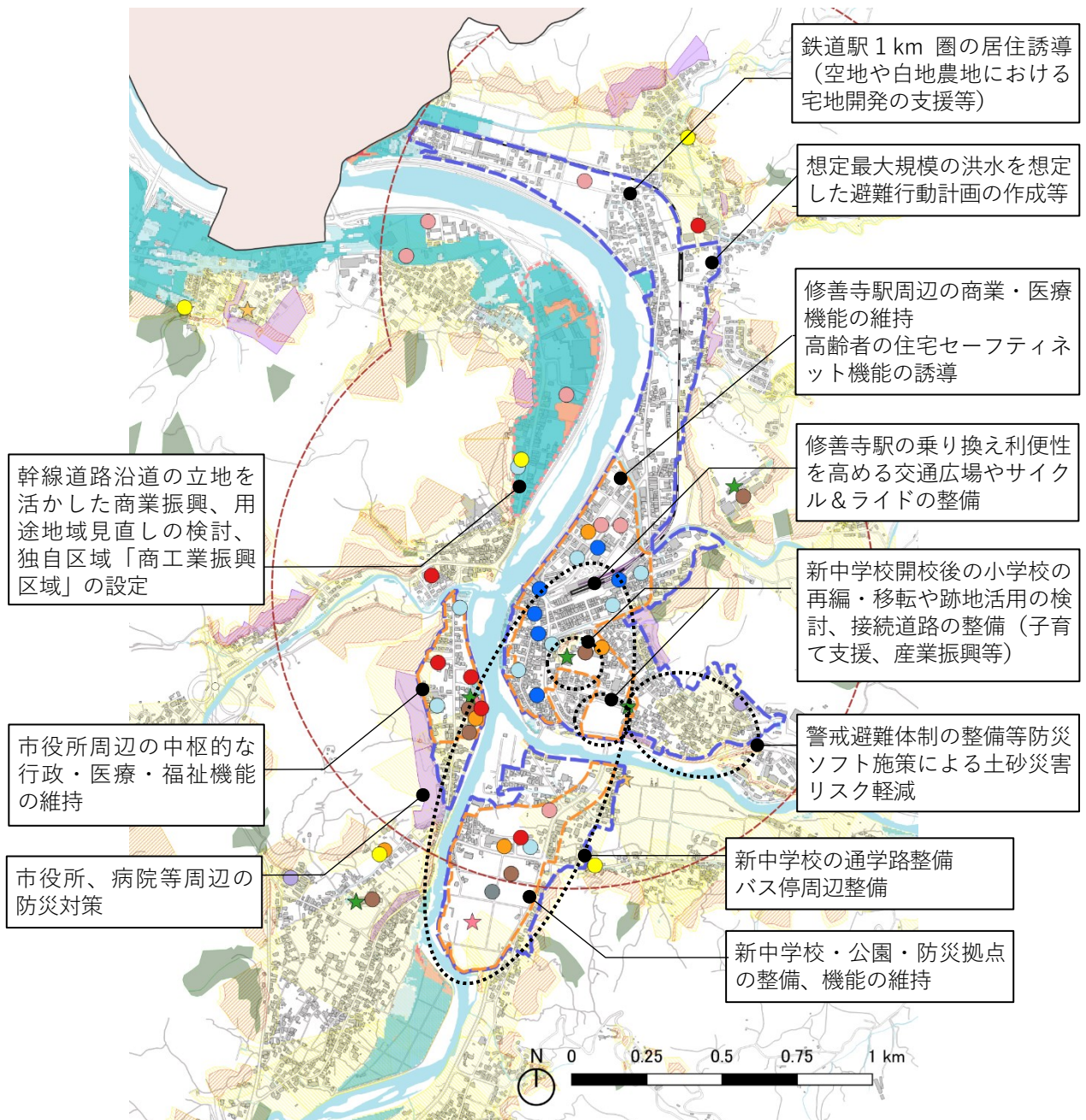


図 修善寺駅周辺・牧之郷地区のまちづくりの誘導方針

(2) 修善寺温泉周辺

① まちづくりの誘導方針

目指す市街地像	歴史ある温泉場に住み働く人と来訪者の利便と交流を支えるにぎわいと情緒がある観光・交流拠点
誘導方針	<p><都市機能></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設や空き地等の低未利用地を活用して、文化・芸術、商業等の複合的な交流拠点を創出する。 観光・商業・レクリエーション資源の活用、情緒ある景観まちづくりと連携して温泉観光地のにぎわいと活力を維持、強化する。 <p><居住></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害リスクが低い空き地・空き家等を活用して居住を誘導する。 <p><交通ネットワーク></p> <ul style="list-style-type: none"> 修善寺温泉と歴史文化資源を歩いて楽しめるウォークアブルな街並みを創出する。 修善寺温泉バス停における待合機能の拡充等、路線バスの利便性を高める。 温泉場の賑わい創出に資する駐車場の適正配置や集約を進める。

② 居住誘導区域・都市機能誘導区域等

居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 修善寺小学校から修善寺総合会館周辺にかけての（主）修善寺戸田線沿道の用途地域を基本に、土砂災害特別警戒区域、修善寺川の洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）、保安林を除いた区域
都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 修善寺温泉周辺の商業地域と（主）修善寺戸田線沿道の都市機能の維持や駐車場の適正配置を図る区域

③ 誘導施設

機能	誘導施設※
行政	
教育文化	博物館・美術館（商業複合施設）
介護・福祉	介護施設（通所、訪問、入所） 、 サービス付き高齢者向け施設
子育て	
医療	診療所
商業	飲食や食品・日用品等の商業施設
金融	郵便局
防災	
その他	

※[青文字](#)は強化を図る施設

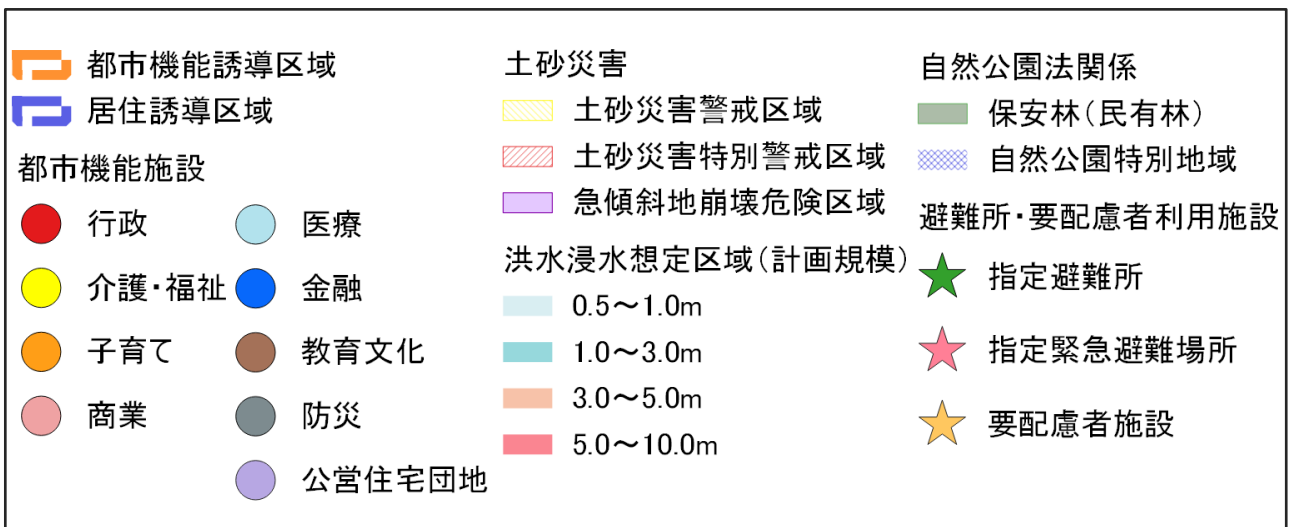
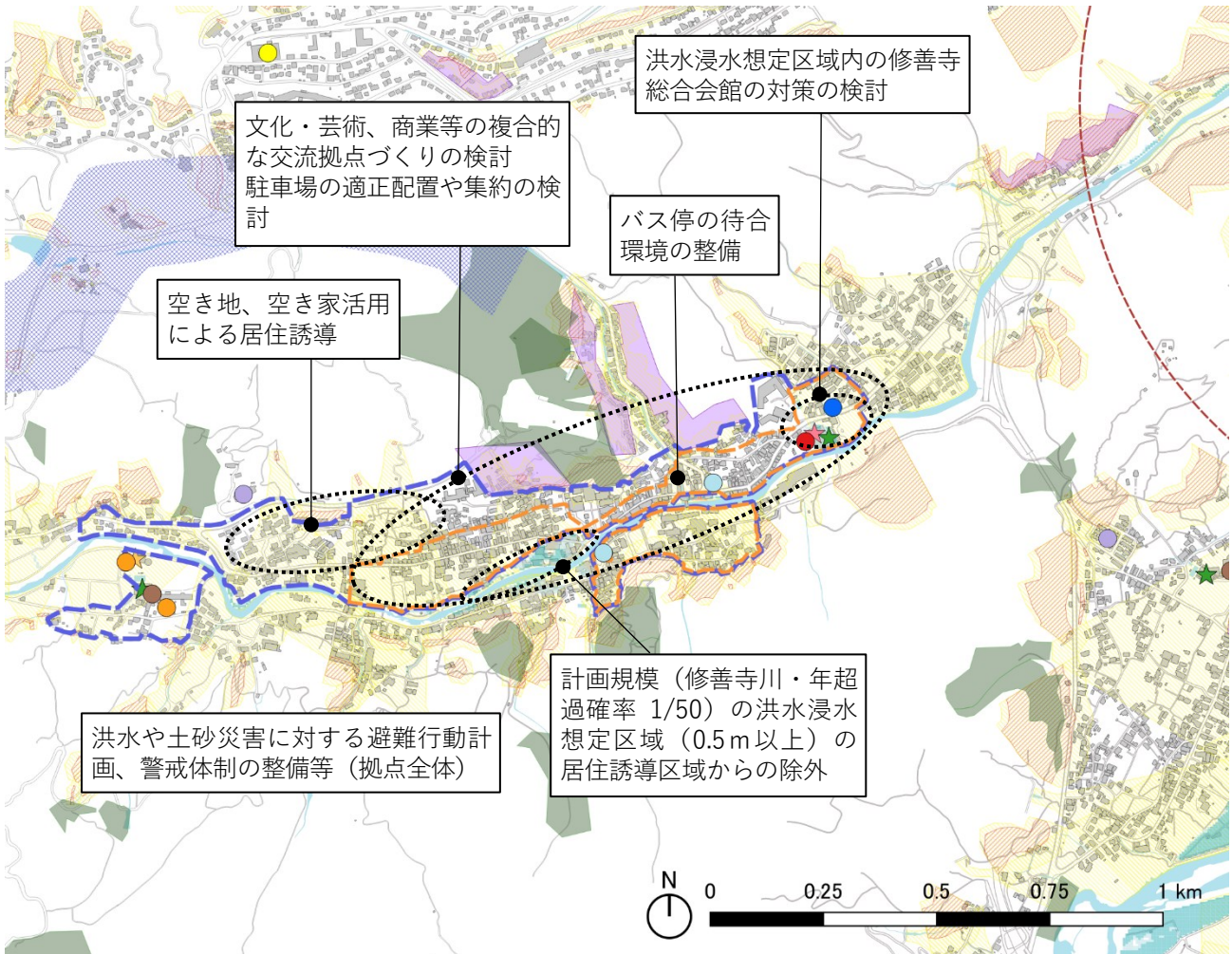


図 修善寺温泉周辺のまちづくりの誘導方針

(3) 土肥支所周辺

① まちづくりの誘導方針

目指す市街地像	安全で魅力あるウォークアブルな観光防災市街地（回遊できる、通学できる、避難できる）
誘導方針	<p><都市機能></p> <ul style="list-style-type: none"> 土肥地域の拠点的な生活利便機能の維持と観光資源の活用を進め、市民も来訪者も安心して楽しく過ごせる拠点を維持・強化する。 <p><居住></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活地区内の津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）外における空き家活用や宅地創出による緩やかな住み替え誘導を進め、人口の流出を抑制する。 <p><交通ネットワーク></p> <ul style="list-style-type: none"> 観光防災まちづくりとの連携により避難地・避難路兼回遊路の道路ネットワークの強化 土肥支所周辺等の地域内フィーダー交通の結節点整備により周辺地域からの利便性を高める。 フェリー乗り場周辺の交通結節点の強化（防災性、利便性） <p><被災後のまちづくり></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災後の市街地復興の際には、土肥山川北側の国道及び沿道の嵩上げにより、安全な市街地を創出して居住誘導区域を拡大し、都市機能と居住を誘導して土肥地域の拠点として復興を目指す。

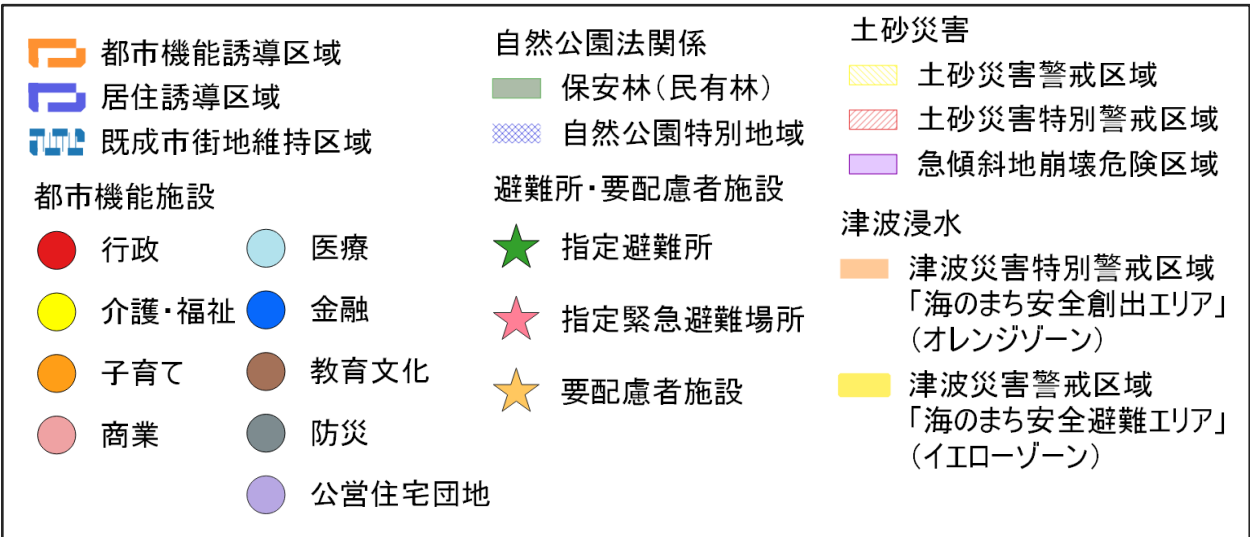
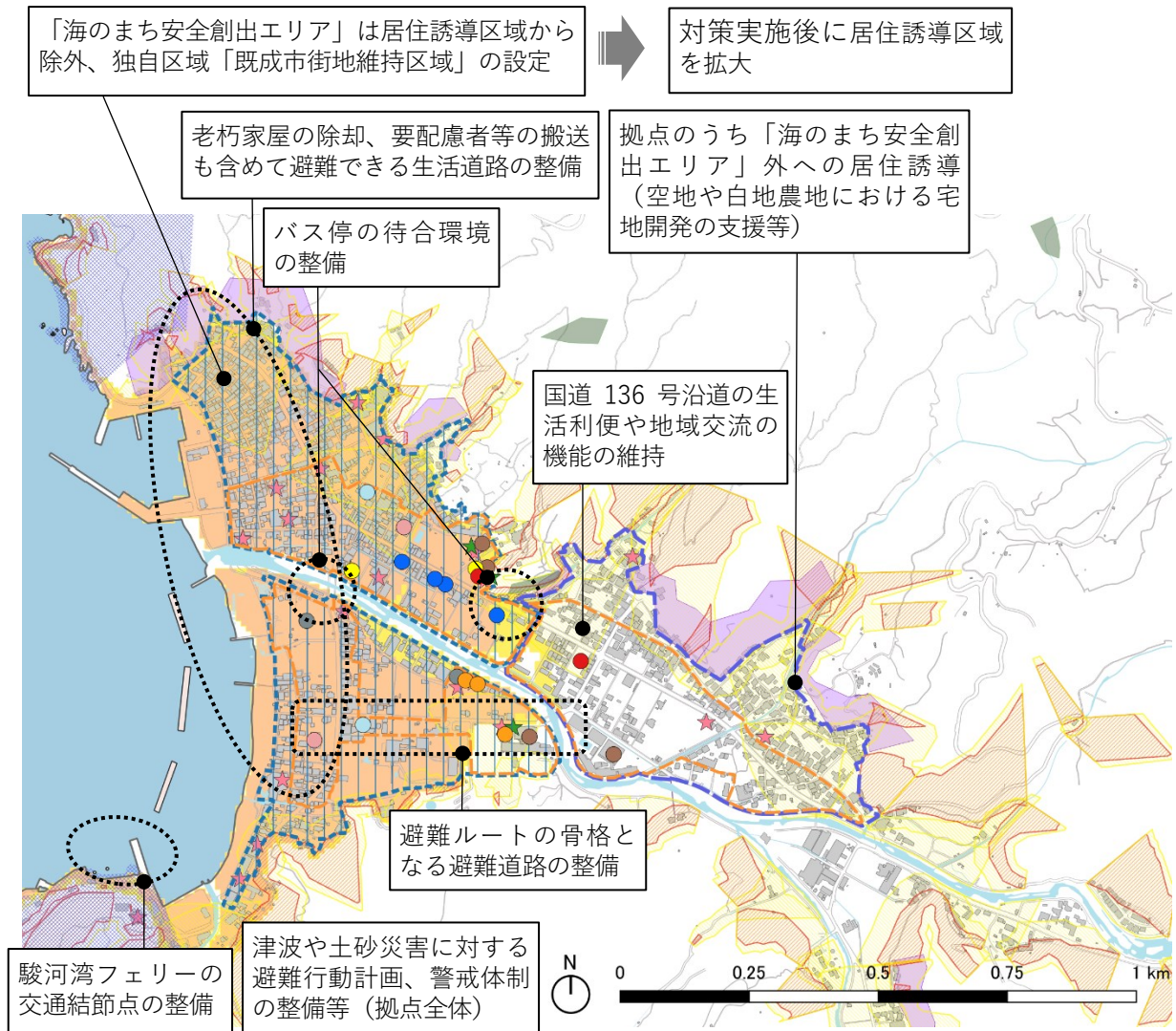
② 居住誘導区域・都市機能誘導区域等

居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活地区のうち津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）と土砂災害特別警戒区域を除く範囲
都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活地区のうち、国道136号沿道と市道金山橋線沿道の都市機能の維持を図る区域 拠点の都市機能維持を図るため、災害リスクにより居住誘導区域外も含めて指定する。
独自区域	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では災害リスク回避のため居住誘導区域から除外するが、次の対策実施後に居住誘導区域の設定を検討する区域を既成市街地維持区域とする。 避難施設、避難路の整備（ハード）、継続的な避難訓練の実施（ソフト）、事前都市復興計画の策定

③ 誘導施設

機能	誘導施設※
行政	土肥支所、駿東伊豆消防田方南消防署西出張所
教育文化	土肥小中一貫校、伊豆総合高校土肥分校、土肥公民館（支所内）、土肥図書館（支所内）
介護・福祉	地域包括支援センター、 介護施設（通所、訪問、入所）
子育て	土肥こども園、子育て支援センター（土肥こども園内）、放課後児童クラブ（といっこくらぶ）、 放課後の児童の居場所、学習支援施設
医療	診療所
商業	飲食や食品・日用品等の商業施設
金融	郵便局、窓口機能のある銀行・信用金庫、農業協同組合
防災	避難施設（津波避難複合施設 テラッパ オレンジ ト 、津波避難タワー（土肥こども園）、指定緊急避難場所である津波避難ビル）
その他	地域交流施設（土肥集学校）、企業進出・定住促進施設（土肥集学校）

※[青文字](#)は強化を図る施設



※洪水及び高潮による浸水想定区域は、津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）及び津波災害警戒区域「海のまち安全避難エリア」（イエローゾーン）に包含されるため省略する。詳細はIII 防災指針参照。

図 土肥支所周辺のまちづくりの誘導方針

(4) 天城湯ヶ島支所周辺

① まちづくりの誘導方針

目指す市街地像

文学の郷づくりとフィーダー交通強化による地域交流、観光交流の拠点市街地

誘導方針

<都市機能>

- ・支所周辺の介護福祉、子育て支援、市民活動センター等の文化・交流施設を維持・誘導する。
- ・市民活動センターや周辺の歴史文化資源を活用した交流機能を強化する（文学の郷づくりの推進）。
- ・湯ヶ島温泉の趣ある景観づくりと連携し、旅館街の観光機能を維持・強化する。

<居住>

- ・災害リスクが低い区域の空き地、空き家を活用して居住を誘導する。

<交通ネットワーク>

- ・観光地エリア景観計画など関連施策と連携した湯ヶ島温泉の地域資源の保全と活用、歩行者ネットワークの魅力を高める。
- ・天城会館敷地とバス停の活用、出口ー湯ヶ島ー周辺集落（長野・持越等）の地域内フィーダー交通の形成により、周辺地域からの利便性を高める。

② 居住誘導区域・都市機能誘導区域等

居住誘導区域

- ・都市機能が立地する長野川以南の地域生活地区から土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）、自然公園特別地域を除く範囲

都市機能誘導区域

- ・地域生活地区のうち、市民活動支援センター周辺から湯ヶ島バス停周辺の都市機能の維持を図る区域

独自区域

- ・自然公園特別地域のため居住誘導区域に含めない湯ヶ島温泉について、観光地エリア景観計画と連携して、地域の自然や歴史文化資源を活かした景観づくりを通じて温泉観光地の振興を図る区域を観光・定住拠点区域とする。
- ・伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ開設により向上する交通利便性を最大限に活かすため、道路整備の進捗に合わせた都市基盤整備とともに、地域資源を活かした観光・交流、移住定住促進等の地域振興に資するまちづくりを進める区域を新インターチェンジ活用エリアとする。

③ 誘導施設

機能	誘導施設※1
行政	天城湯ヶ島支所、沼津河川国道事務所湯ヶ島出張所
教育文化	コミュニティセンター（支所内）、市民活動センター（旧湯ヶ島小）、図書館（支所内） 天城会館（劇場ホール）、歴史文化交流機能（上の家）
介護・福祉	地域包括支援センター（支所内）、 <u>介護施設（通所、訪問、入所）</u>
子育て	子育て支援センター（支所内）
医療	診療所
商業	<u>飲食や食品・日用品等の商業施設</u>
金融	郵便局、窓口機能のある銀行・信用金庫
防災	
その他	

※1 青文字は強化を図る施設

※2 医療については、地区の北側に立地する伊豆慶友病院の利用を想定

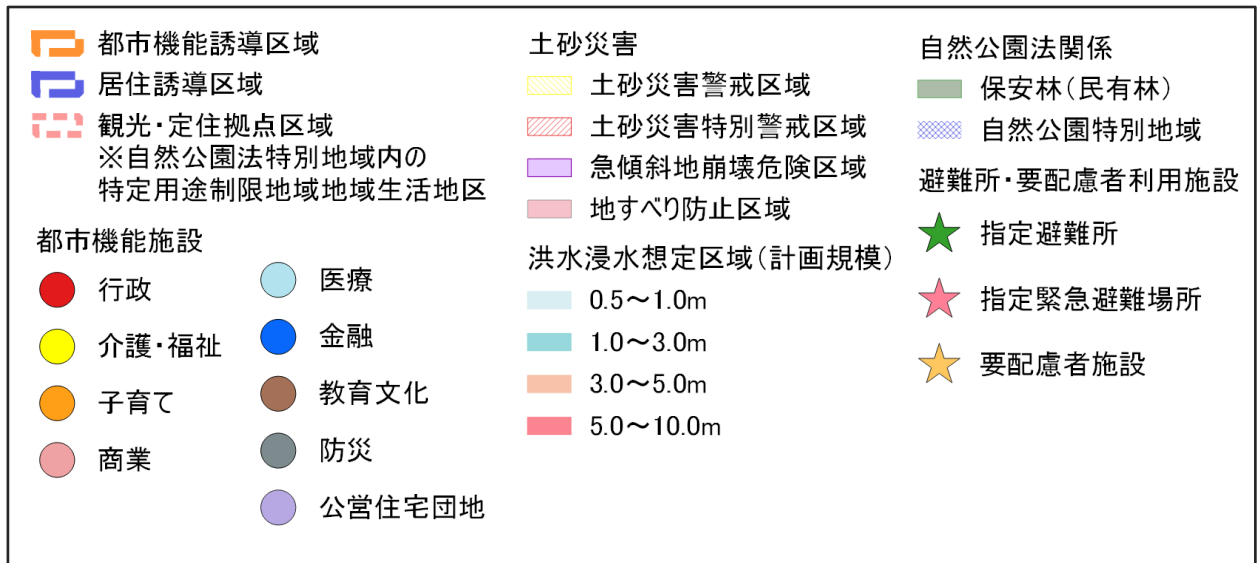
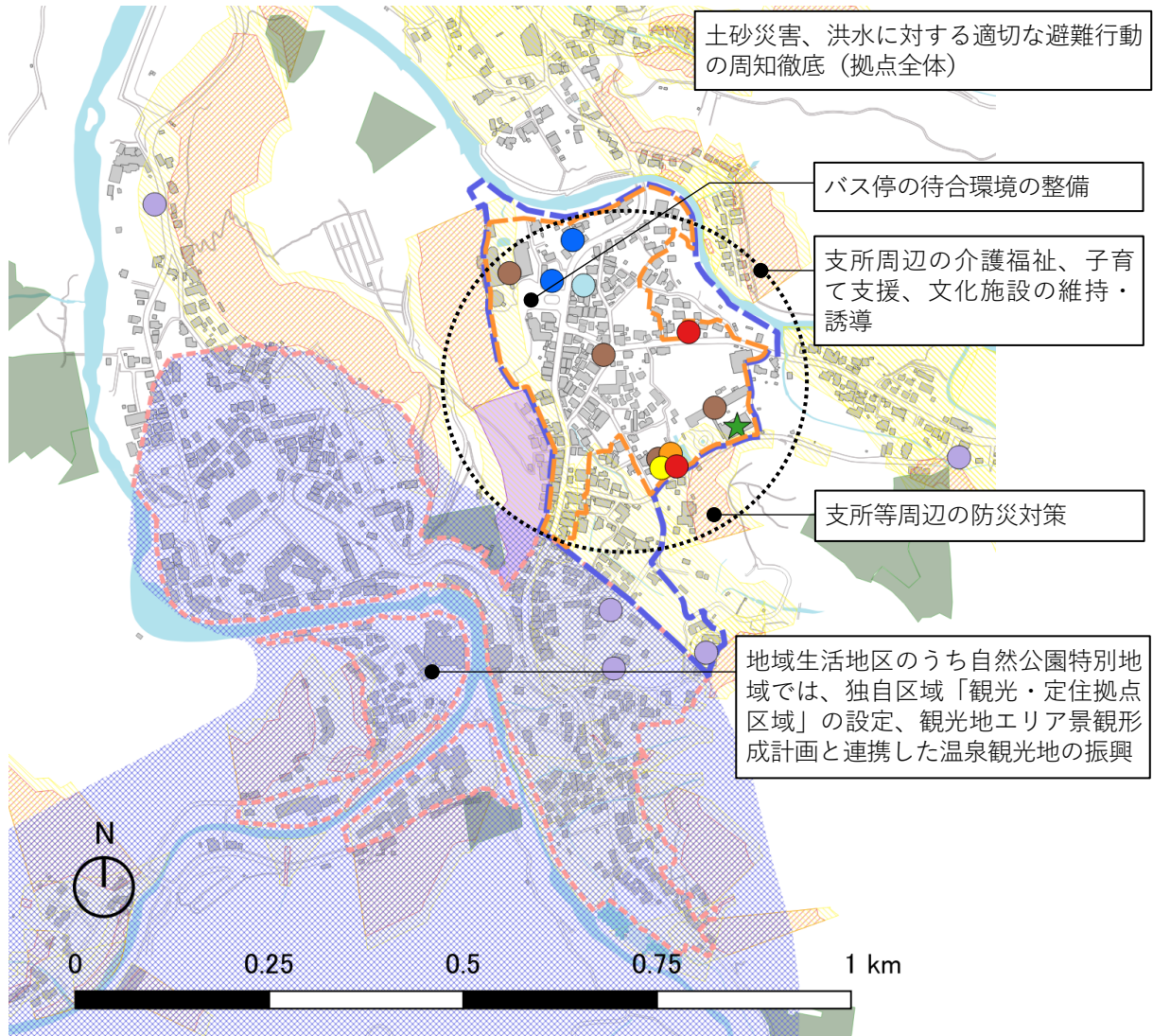


図 天城湯ヶ島支所周辺のまちづくりの誘導方針

II 拠点まちづくりの方針

(5) 月ヶ瀬IC周辺～天城小学校周辺

① まちづくりの誘導方針

目指す市街地像

幹線道路沿道の生活利便を享受しながら安心して子育てでき、有事は市内被災地をバックアップできる市街地

誘導方針

<都市機能>

- ・生活利便や地域交流の機能を維持し、天城小学校周辺の子育て支援機能を強化する。
- ・子育て環境の充実や、土肥地域被災後の応急仮設住宅・店舗等の受入を可能とするための公園・広場等を整備する。
- ・道の駅伊豆月ヶ瀬の広域防災拠点として機能の強化、地域振興施設の拡充を進める。

<居住>

- ・空き地や空き家、遊休農地等を活用して月ヶ瀬ICや天城小学校周辺など通勤・通学に便利なエリアへ子育て世代の居住を誘導する。

<交通ネットワーク>

- ・主要な生活道路（市道）や、通学路の安全な歩行者ネットワークの整備を進める。
- ・道の駅伊豆月ヶ瀬の活用、広域的なバス路線（高速バス等）や地域内フィーダー交通の形成により、周辺地域からの利便性を高める。

② 居住誘導区域・都市機能誘導区域等

居住誘導区域

- ・天城小学校～月ヶ瀬IC周辺の地域生活地区から土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）、保安林を除く範囲

都市機能誘導区域

- ・地域生活地区のうち、国道136号沿道の都市機能の維持を図る区域

③ 誘導施設

機能	誘導施設※1
行政	
教育文化	天城小学校、狩野ドーム（体育館）、狩野グラウンド（グラウンド）
介護・福祉	介護施設（通所、訪問、入所）
子育て	放課後児童クラブ（天城放課後児童クラブ）、 放課後の児童の居場所、学習支援施設
医療	（※2）
商業	飲食や食品・日用品等の商業施設
金融	郵便局、窓口機能のある銀行・信用金庫、農業協同組合
防災	避難施設（狩野ドーム） 、 広域防災拠点（道の駅伊豆月ヶ瀬）
その他	地域交流施設（多世代・市内外の交流）（道の駅伊豆月ヶ瀬）、 企業進出・定住促進施設（伊豆市サテライトオフィス狩野ベース）

※1 青文字は強化を図る施設

※2 医療については、地区の南側に立地する伊豆慶友病院、北側に立地する中島病院の利用を想定

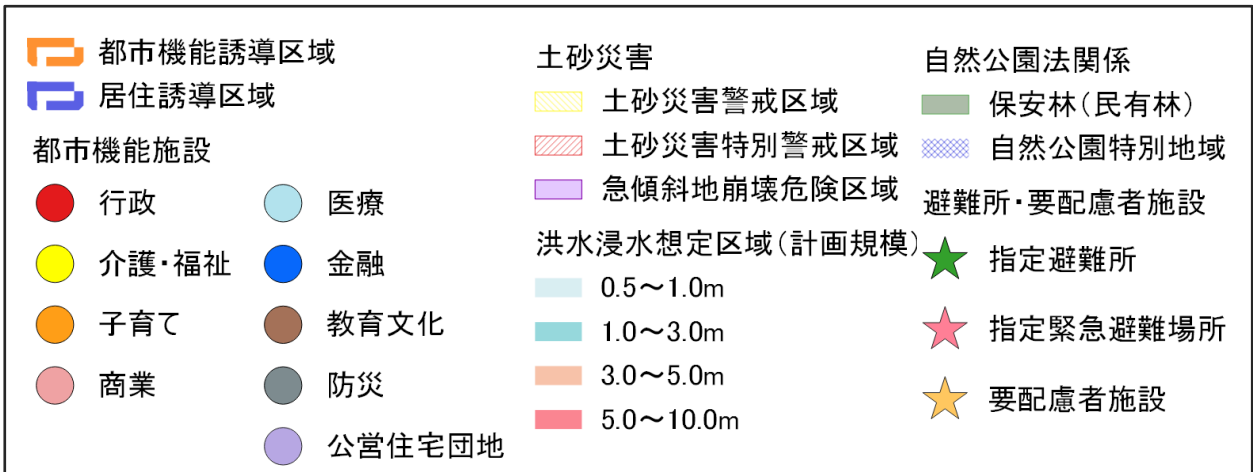
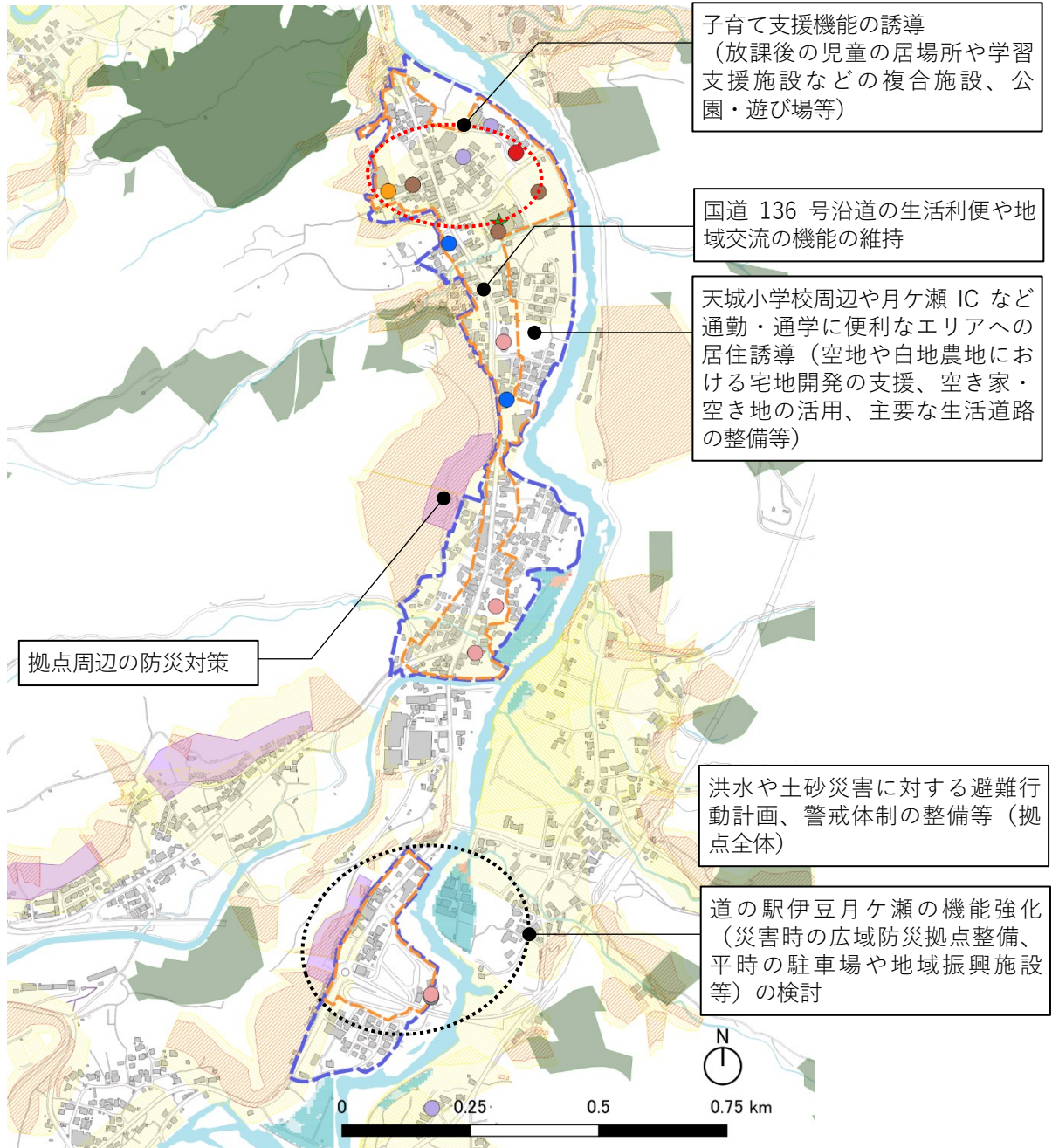


図 月ヶ瀬 IC 周辺～天城小学校周辺のまちづくりの誘導方針

(6) 中伊豆支所周辺

① まちづくりの誘導方針

目指す市街地像	交通利便性を活かした、商業・業務機能や地域交流機能が集積する拠点市街地
誘導方針	<p><都市機能></p> <ul style="list-style-type: none"> 支所周辺の（主）伊東修善寺線沿道の充実した生活利便機能を維持する。 中伊豆中学校閉校後の中学校跡地へ中伊豆小学校の移転を推進する。 旧さくらこども園跡地や中伊豆小学校跡地の活用と合わせて、子育て支援、防災、雇用創出の機能を強化する。 <p><居住></p> <ul style="list-style-type: none"> 空き地や空き家、遊休農地の活用などにより、通勤・通学に便利なエリアへ子育て世代の居住を誘導する（拠点内の小規模な介在農地は、農振農用地区域の見直しに応じて居住誘導区域への追加を検討する）。 （主）伊東修善寺線と接続する集落内道路ネットワークの改善、地区計画や用途地域指定の検討を進め、良好な住宅地を創出する。 拠点の大見川浸水想定区域から安全な住宅地への住み替えを誘導する。 <p><交通ネットワーク></p> <ul style="list-style-type: none"> （主）伊東修善寺線や集落内生活道路の整備や交差点改良、通学路の安全な歩行者ネットワークの構築を進める。 中伊豆支所周辺の地域内フィーダー交通形成により、周辺地域からの利便性を高める。

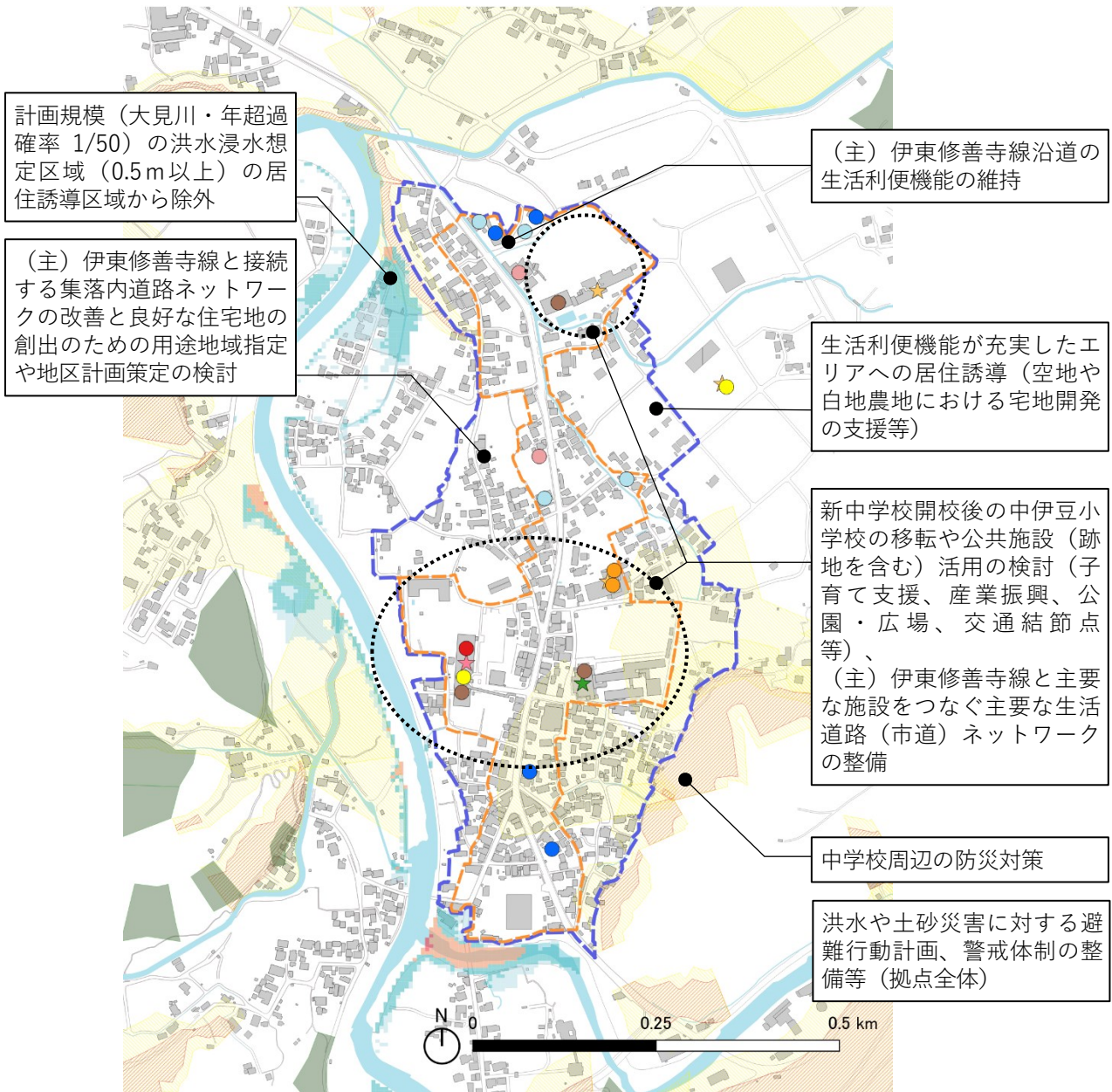
② 居住誘導区域・都市機能誘導区域等

居住誘導区域	・中伊豆支所周辺の地域生活地区から土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域（計画規模での想定浸水深0.5m以上）や農振農用地区域を除く範囲
都市機能誘導区域	・中伊豆支所周辺の地域生活地区のうち、（主）伊東修善寺線沿道の都市機能の維持を図る区域
独自区域	・中伊豆温泉病院の周辺について、現在は農業振興を図るものの、病院周辺の都市的土地利用の見通しが明らかになり、農振農用地区域が変更される段階で、医療・健康関連機能の集積と、移住定住促進等を図る区域を医療・健康サービス拠点エリアとする。

③ 誘導施設

機能	誘導施設※
行政	中伊豆支所
教育文化	中伊豆小学校、中伊豆図書館
介護・福祉	地域包括支援センター、 介護施設（通所、訪問、入所）
子育て	なかいず認定こども園、子育て支援センター（こども園内）、放課後児童クラブ（中伊豆放課後児童クラブ）、 放課後の児童の居場所、学習支援施設
医療	診療所
商業	飲食や食品・日用品等の商業施設
金融	郵便局、窓口機能のある銀行・信用金庫、農業協同組合
防災	避難施設
その他	地域交流施設（多世代・市内外の交流） 、 企業進出・定住促進施設

※[青文字](#)は強化を図る施設



注：居住誘導区域から農振農用地区域を除く

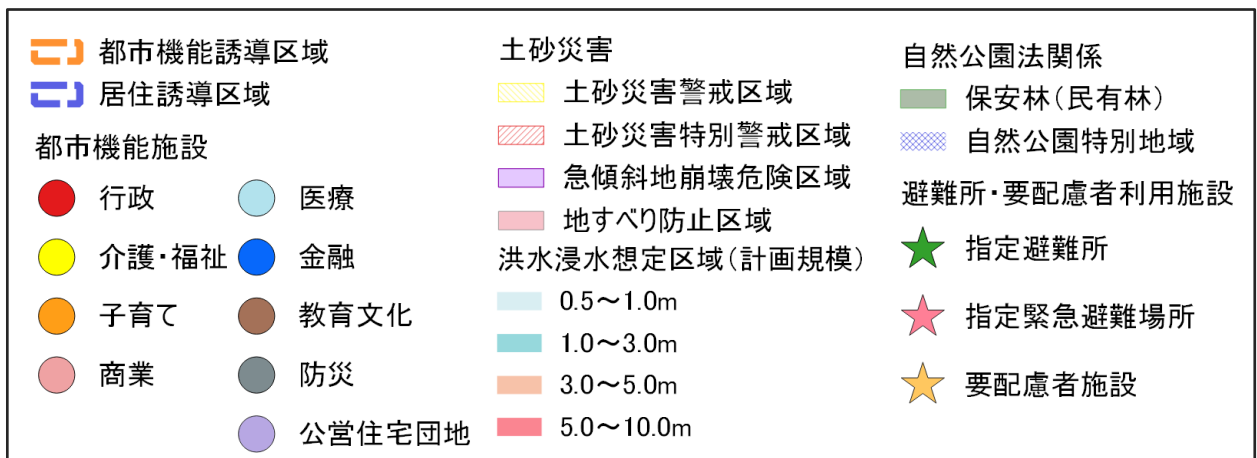


図 中伊豆支所周辺のまちづくりの誘導方針

【拠点外の独自区域について】

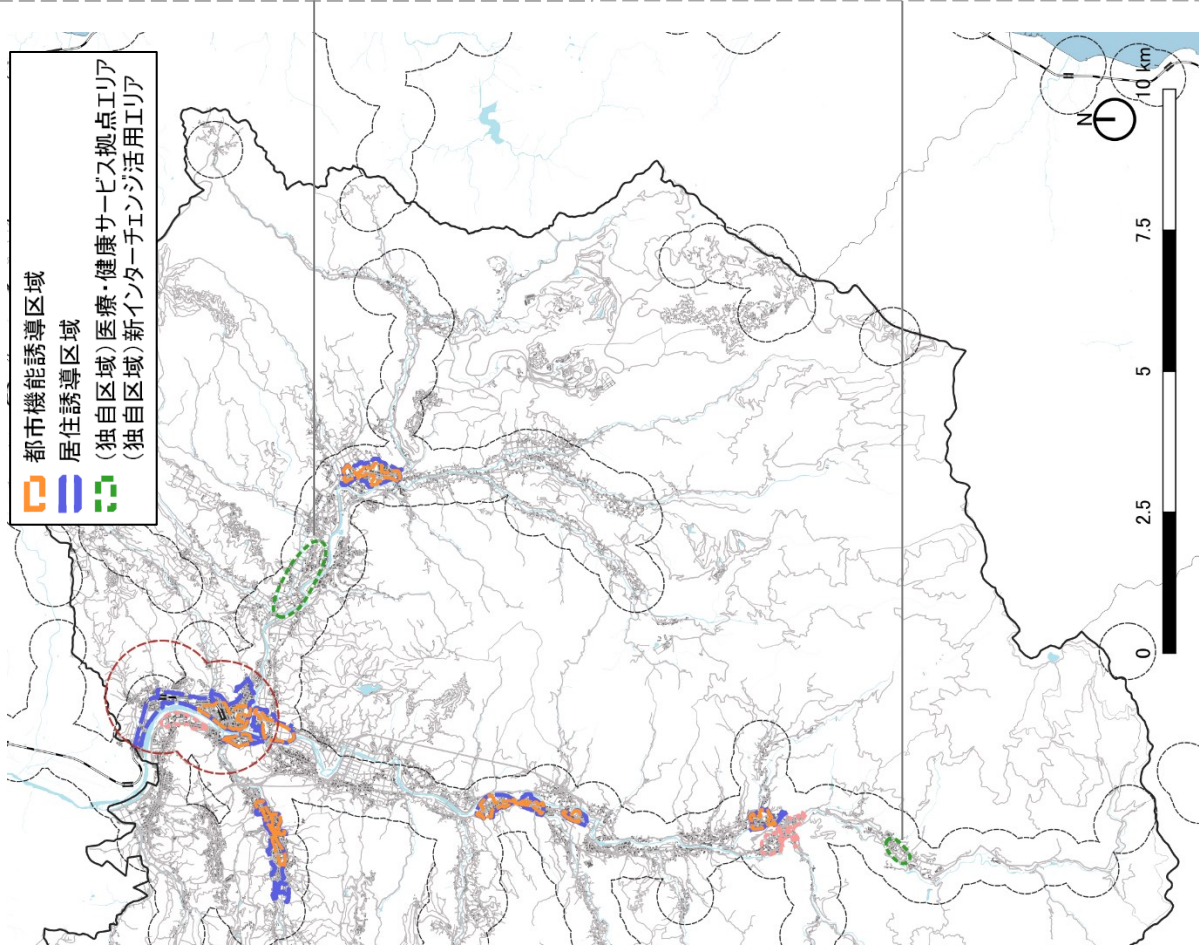
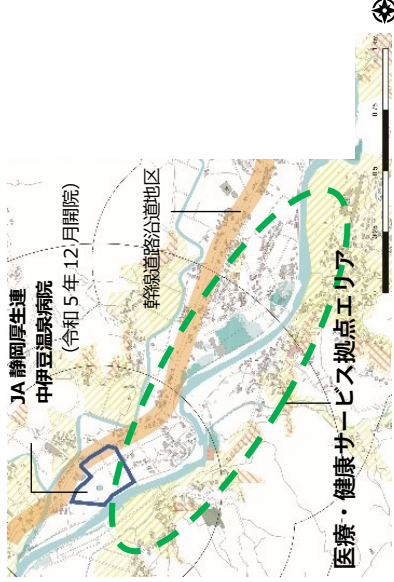


図 居住誘導区域 都市機能誘導区域 (抜粋)

(独自区域) 医療・健康サービス拠点エリア

病院周辺の農振農用地区域が変更される段階で、病院周辺と特定用途制限地域・幹線道路沿道地区を基本に医療・健康関連機能の誘導と居住を誘導する区域を設定する。



(独自区域) 新インターチェンジ活用エリア

新 IC 開設による交通便利性の向上と道路整備の進捗に合わせて、都市基盤整備とともに、地域資源を活かした観光・交流、移住定住促進等の地域振興に資するまちづくりを進める。

